

第3回山形県自転車条例検討会開催

開催日 令和元年9月12日
開催場所 あこや会館会議室

県が検討中 自転車安全利用促進条例

自転車の安全に関する条例の骨子案について意見を交わした検討会。山形市・あこや会館



保険加入義務付け

罰則なし 意識向上、被害者救済へ

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（仮称）の制定を進める県は12日、自転車利用者らに損害賠償保険への加入を義務付ける方針を明らかにした。自転車事故を巡っては高額な賠償責任が発生するケースが増えている一方、本県の保険加入率は全国ワースト2位。利用者の安全運転への意識を高め、事故が起きた際の被害者救済につなげるため県は条例に盛り込む考えだ。

山形市内で同日開かれた第3回条例検討会で県が骨子案を示して説明した。保険加入しない場合の罰則は設けられないとした。条例が制定されれば、利用者に加え、自転車レンタル業者なども保険に加入する必要がある。

県消費生活・地域安全課などによると、自転車条例を制定している23都道府県のうち、保険加入を義務化しているのは9府県、努力

般的に年間2千〜3千円で加入できるが、認知度の低さが課題となっている。

条例検討会には交通安全団体や教育団体の役員ら約15人が出席した。義務化について反対意見はなく、利用者への周知徹底や保険に関する情報提供を求める意見があった。県PTA連合会の草刈範明副会長は、ほとんどの児童生徒は学校単位で保険に入っているため影響は少ないとの見方を示し、「事故のことを考えれば保険への加入は必要だと思っ」と話していた。

県は今月中に交通安全団

体や市町村との意見交換会を開催し、10月にパブリックコメント（意見公募）を行う。
（小田信博）